

計画の基本的考え方

安全で円滑かつ快適な交通社会の形成に向けて

21世紀の安全で円滑かつ快適な交通社会の形成に向けて、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも考慮して、交通事故及びこれによる死傷者根絶の究極目標を目指す立場から、経済社会情勢の変化を踏まえつつ交通事故の実態に対応した安全対策を講じていく必要がある。

「人優先」の交通安全思想

自動車と比較すると弱い立場にある歩行者、中でも障害者、子ども、高齢者等に対して、配慮や思いやりの気持ちを持ち、安全を一層確保することが必要となる。このように「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していくことが重要である。

「人間」「交通機関」「交通環境」の3要素

本計画においては、このような観点から、交通社会を構成する「人間」、車両等の「交通機関」及びそれらが活動する場としての「交通環境」の三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、科学的な交通事故の調査・分析や、交通安全に関する効果評価・予測等を充実させ、その成果も踏まえ、適切かつ効果的な施策を総合的に策定し、これを264万府民の理解と協力の下、強力に推進することとしている。

～「人間」～

第一に、「人間」に対する安全対策については、交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の合理化、指導取締りの強化、運転の管理の改善、労働条件の適正化等を図るとともに、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化を図る。また、交通社会に参加する府民一人ひとりの交通安全意識のかん養を図ることが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

～「交通機関」～

第二に、「交通機関」が原因となる事故の防止対策としては、不断の技術開発により、その構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、社会的機

能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるために必要な措置を講じ、さらに、検査等が実施できる体制をなお一層充実させる。

～「交通環境」～

第三に、「交通環境」に係る安全対策としては、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実等を図るとともに、「交通環境」の整備に当たっては、特に、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除するため、必要な方策を講じて、交通の流れを秩序付け、もって安全な運行に資する。

また、これら三要素に関する有効かつ適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、その基礎として交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、交通の安全に関する科学技術の振興及びそれらの成果の普及を図るとともに、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実、損害賠償の確保等被害者の救済に必要な措置に万全を尽くすよう努める。また、被害者等が交通事故相談等を受けられる機会の充実など被害者等の心情に配慮した対策を推進するものとする。

その他の観点

このように、交通安全に関する施策は、多方面にわたっており、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。また、これらの施策は、社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有することに十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用のあり方も視野に入れた取組を行うほか、防災の観点にも適切な配慮を行う必要がある。

交通事故防止のためには、関係機関・団体の緊密な連携の下に施策を推進することはもとより、府民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、府民が自主的に取り組むことができる参加・協働型の施策を中心に展開し、交通安全活動を府民全体で推進することとする。